

みまもり通信 その14 <平成27年6月号>

日用品の無料配布をきっかけに、次々とサプリメントを購入した。



支払えないので解約したい。

会場を替えながら営業する店舗に数年前から通い、健康食品など数十万円分を購入した。先日、認知症に効くと高額な商品を勧められ購入したが説明や効果に疑問があり返品したい」と、相談が入りました。無料商品で店舗に誘い、雰囲気盛り上げた後に高額な商品を購入させる手口です。最近では長期間営業で会場に何度も通わせ、次々と商品を購入させるため被害が高額になっています。

クーリング・オフが可能な場合もありますので、トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(728-2121)へ